

補助金及び加算の申請等に係る提出物の期日について(予定)

○処遇改善計画書

補助金・現行3加算 4月15日

新加算 4月15日 ※計画の変更は6月15日まで可

○体制届出(体制等状況一覧表)

現行3加算 4月15日

新加算(居宅系サービス) 5月15日

(施設系サービス) 5月31日

※新加算についても現行3加算と一緒に提出したい場合、同じタイミングで届出可

様式及び提出方法の詳細は、追って県HP等にてお知らせいたします。

徳島県HP→「介護保険についてのお知らせ」

○介護職員処遇改善支援補助金

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/kaigohoken/topics/7236838/>

○介護職員処遇改善加算

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/kaigohoken/topics/7203286/>

「介護職員処遇改善支援補助金」及び「介護職員等処遇改善加算」の実施についてのお問い合わせ対応として、厚生労働省相談窓口が設置されています。

○介護職員等処遇改善加算等 厚生労働省相談窓口

電話番号:050-3733-0222(受付時間:9:00~18:00(土日含む))